

平成29年度長浜市職員働き方改革の取組について(概要)

ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現をめざして、各所属がそれぞれの職場環境に合わせた取組を検討・実践します。

1 部局メッセージの発信

各部局は、ワークライフバランス実現に向けた取組を推進するため、部局の目的などを掲げた「部局メッセージ」を部局内に向けて発信します。

2 今年度の重点取組

(1) 各所属による独自取組の推進

各所属では、所属長のマネジメント力を強化し、自分たちの職場に合った独自取組について検討や実践を行います。

(2) 過重労働の防止

① 毎日「22時完全退庁」

庁舎の安全で適正な維持管理のため、職員の22時以降の在庁を原則禁止します。
21時45分には、館内放送で退庁を呼び掛けます。

② 時間外上限を月60時間に

職員の長時間勤務による健康障害を防止するため、所属長は、月60時間を超える時間外勤務を原則命じないこととします。

60時間を超えることが予測される場合には、所属長、人事課長、該当職員との3者面談を行います。 ※ただし、80時間を超える時間外勤務は命じない。

(3) 時差出勤勤務の継続試行

5つの異なる勤務時間帯(早出・遅出)で勤務し、早朝や夕方の時間を有効活用を図ります。

(4) 集中取組期間【7月～12月】の設定

重点的に集中して取り組むため、7月から12月までを集中実施期間とします。

(5) 取組結果の評価

各所属の取組は、部局長がその成果を評価し、市役所全体でも情報共有します。
なお、特に優れた取組は表彰の対象とします。



各所属に合った「ワークライフバランス」を実現します



長浜市職員の働き方改革推進につなげます